

公 告

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 村 中 真 人

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4MT61AA00080		4MT11A60006 0001				5	
品名 または 件名							
昇降機保守点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST					9	
納地または工事場所				引渡場所			
札幌病				札幌病			
搬入場所				納期または工期			
札幌病				令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第7項(2)の契約条項を適用する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
 入札日時場所：令和6年3月6日(水) 11時00分 自衛隊札幌病院1F カンファレンスルーム

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 適用する契約条項等

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び部分払に関する特約条項

(3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札開始時刻に遅れた者による入札

ウ 入札に関する条項に違反した入札

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ 電報・電話・FAXによる入札

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札決定方式

総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(8) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。なお、すでに会計課に提出されている場合は、省略することができる。

ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第7項第8号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和6年3月5日（火）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和6年3月6日（水）昇降機保守点検役務 入札書在中」

カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

キ 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。

ク 入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：高橋）
TEL：011-581-3101（内線：4243）

ケ 仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 管理課 営繕班（担当：原）
TEL：011-581-3101（内線：4252）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

(7) 自衛隊札幌病院総務部会計課、札幌駐屯地北部方面会計隊、真駒内駐屯地第325会計隊、島松駐屯地北海道補給処調達会計部、札幌商工会議所

(4) 自衛隊札幌病院ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>

イ 掲示期間

令和6年2月20日（火）～令和6年3月6日（水）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書





- 1 役務件名
昇降機保守点検役務
- 2 役務対象
札幌市南区真駒内17番地 真駒内駐屯地 #701病院棟
- 3 役務概要
ロープ式昇降機（機械室なし）保守点検 6基
- 4 一般共通事項
 - (1) 総 則
本役務は、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（令和5年度版）及び関連法令を遵守して実施する。
 - (2) 現場代理人
本役務実施に当たり、請負者は役務の責任者を常駐させ、役務に必要な書類等の手続き、行為を行うものとし、作業員に規則遵守等の徹底を図る。
 - (3) 現場管理
本役務実施に当たり、現場、役務車両の通行等の安全対策に努め、請負者の責任においてゴミの飛散、事故の防止、工程の管理に努める。
 - (4) 質 疑
本役務実施に際し、本特記仕様書の内容に相違がある場合又は明示のない場合で疑義を生じた場合は、全て監督官と協議する。
 - (5) 軽微な変更
監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施するものとし、協議・打合せ等の内容は全て打合せ簿に記載し、完成書類と共に提出する。
 - (6) 完了検査
点検完了後、昇降機保守点検報告書（任意様式）を監督官へ提出し、検査官の検査を受けるものとする。

5 特記事項

- (1) 昇降機規格
本役務の対象機器は以下のとおりとする。

区 分	名 称	種 類	規 格	停止階数
昇降機	1号機	ロープ式（マイコン制御）	フジテックWP-1350-2C0-60-7T	7
	2号機	ロープ式（マイコン制御）	フジテックWP-1350-2C0-60-7T	
	3号機	ロープ式（マイコン制御）	フジテックB-15-2SL-60-7T	
	4号機	ロープ式（マイコン制御）	フジテックS-1750-3SR-60-7T	
	5号機	ロープ式（マイコン制御）	フジテックB-15-2SL(2SR)-60-7T	
	6号機	ロープ式（マイコン制御）	フジテックWP-1350-2C0-45-2T	2

- (2) 保守点検項目
 - ア 共通仕様書第2編第7章第2節に定める事項
 - (ア) 各昇降機には遠隔操作による点検機能はないものとする。
 - (イ) 各点検項目ごとの点検周期は周期Aを採用する。
 - イ 建築基準法第12条に基づく法定点検
- (3) 修理、取替えの範囲
 - ア 本役務は、フルメンテナンス契約とし、請負者は必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと安定供給を行うものとする。
 - イ 本役務によって発生する撤去品・残材は、請負者の負担で引き取るものとし、速やかに搬出するものとする。
- (4) 緊急時の対応
昇降機の故障、災害等により、昇降機が停止及び機器に不具合が生じた場合は、速やかに技術員を派遣し、復旧できる体制をとるものとする。

件 名	昇降機保守点検役務		仕様書番号	5
種 別	仕様書		縮 尺	
総務部長	管理課長	営繕班長		設計者
				
自衛隊札幌病院総務部管理課			令和6年 2月 2日	